

# 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進 の在り方について

平成27年9月8日

## 【論点の整理(案)】

### ○ 障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 意思決定支援の定義
- ・ 支援の具体的な内容や仕組み(誰が・どの場面で・どのような障害を有する者に対し、どのように実施)
- ・ 意思決定支援に係る人材育成

# 意思決定支援に関する関係条文

## ○障害者がどこで誰と生活するかについて選択の機会等が確保される旨の規定

### ○障害者総合支援法 (基本理念)

**第一条の二** 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

## ○国及び地方公共団体が障害者の意思決定の支援に配慮する旨の規定

### ○障害者基本法 (相談等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

### ○知的障害者福祉法 (支援体制の整備等)

**第十五条の三** 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、知的障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

## ○指定事業者等及び指定相談支援事業者が利用者の意思決定の支援に配慮する旨の規定

### ○障害者総合支援法

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

**第四十二条** 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

(指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務)

**第五十一条の二十二** 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者(以下「指定相談支援事業者」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

## ○利用者に必要な情報提供を行う旨の規定

### ○障害者総合支援法

(定義)

**第五条第十七項** この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。)その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

# 意思決定支援の在り方及び成年後見制度の利用促進の在り方に関する調査研究 (障害者総合福祉推進事業)

## 平成25年度(基礎的調査研究)

- ・ 意思決定支援について、障害者団体や事業者団体等へのアンケート調査や海外の文献調査
- ・ 成年後見制度について、知的障害者・精神障害者の家族等に対する成年後見制度の利用実態調査やヒアリングの実施



意思決定支援及び成年後見制度に関する実態や課題を整理

## 平成26年度(実践的調査研究)

平成25年度の基礎的調査研究を踏まえ、

- ・ 意思決定支援に関係する有識者等により構成される検討会議を設置し、支援場面に応じた具体的な意思決定支援方法の研究及びその効果を検証
- ・ 成年後見制度の利用につながりにくい要因を類型化し、それぞれに対する成年後見制度の利用促進策の研究及びその効果を検証



具体的な意思決定支援方法や成年後見制度の利用促進策等に関する報告書を取りまとめ

## 平成27年度(実践的継続研究)

平成25年度の基礎的調査研究、平成26年度の実践的調査研究を踏まえ、

- ・ 意思決定支援ガイドライン(案)に社会保障審議会障害者部会の検討内容を反映し、さらに精査するとともに、支援現場において意思決定支援ガイドライン(案)に基づいた支援を試行的に行った結果を収集し、事例としてまとめる。



意思決定支援ガイドライン(案)をさらに精査し、事例を収集しまとめる見込み

## 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、知的障害や精神障害(発達障害を含む)等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者(以下「支援者」と言う。)が行う支援の行為及び仕組みをいう。

## 意思決定を構成する要素

- 1 障害者の態様(好み、望み、意向、障害の特性等)
- 2 意思決定の内容(領域)
  - (1)生活の領域(食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴、余暇、社会参加等)
  - (2)人生の領域(住む場所、働く場の選択、結婚、障害福祉サービスの利用等)
  - (3)生命の領域(健康上の事項、医療措置等)
- 3 人的・社会的・物理的環境等(関係者が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているか、慣れ親しんだ場所か等)

## 意思決定支援の基本的原則(イギリスの2005年意思能力法の5大原則を参考)

- 1 能力を欠くと確定されない限り、人は、能力を有すると推定されなければならない。
- 2 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法は功を奏さなかったのであれば、意思決定ができないとは見なされてはならない。
- 3 人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないと見なされてはならない。
- 4 意思決定能力がないと評価された本人に代わって行為をなし、意思決定するにあたっては、本人のベストインタレスト(最善の利益)に適するように行わなければならない。
- 5 そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくてすむような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

## 意思決定支援における合理的配慮

- 1 本人の年齢、障害の態様、特性、意向、心情、信念、好みや価値観、過去から現在の生活様式等に配慮する。
- 2 意思決定支援を行うにあたっては、内容についてよく説明し、結果を含めて情報を伝え、あらゆる可能性を考慮する。
- 3 本人の日常生活、人生及び生命に関する領域等意思決定支援の内容に配慮する。
- 4 本人が自ら参加し主体的に関与できる環境をできる限り整える。
- 5 家族、友人、支援者、法的後見人等の見解に加え、第三者の客観的な判断が可能となる仕組みを構築する。

## 意思決定支援における留意点

- 1 意思決定と情報
  - ・決定を行うに当たって必要な情報を、本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう提供すること。
  - ・本人が自己の意思決定を表出、表現できるよう支援すること。
  - ・本人が表明した意思をサービス提供者等に伝えること。
  - ・本人の意思だと思われるものを代弁すること。
- 2 情報提供の留意点
  - ・本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解すること。
  - ・できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝える(手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む)
  - ・情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行う。
  - ・予測される副次的出来事(リスクも含む)について伝える
  - ・決定の結果についての責任を伝える。
- 3 意思決定支援における最善の利益の判断
  - ・事案について、複数の決定によるメリットとデメリットを可能な限り挙げて相互に比較検討して結論を導くこと。
  - ・事案の決定について、どちらか一つということではなく二つを融合して一つ高い段階において決定を図っていくこと。
  - ・本人にとって、自由の制限がより少ない方法を選択すること。

# 意思決定支援ガイドライン(案)の概要(各論)

## 1 障害福祉サービス事業所等における意思決定支援の考え方

### (1) 意思決定支援と代弁者

重度の知的障害者等は、支援者が本人にとって最善の利益を考え判断することしかできない場合もある。その場合は、事実を根拠として本人の意思を丁寧に理解し、代弁する支援者が求められる。これらの者がいない場合には、基幹相談支援センターの相談員等が、本人を担当する相談支援専門員とは別に第三者の代弁者となることができる。

### (2) 日常の支援場面における意思決定支援

障害福祉サービス等の職員は、利用者に対する直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。本人の意思の確認に基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の根拠をもった意思決定支援に役立てることができるため、記録の仕方や内容について、意思決定支援の観点から検討することが有用である。

### (3) 大きな選択に係る意思決定支援

「人生の大きな選択」などの場面における意思決定支援は、本人の意思確認を最大限の努力で行うことに加え、本人に関わる関係者が集まり、現在及び過去の本人の日常生活の場面における表情や感情、行動などの支援機関における記録等の情報やこれまでの生活歴、人間関係等様々な情報を交換し判断の根拠を明確にしなが、より自由の制限の少ない生活への移行を原則として、本人の最善の利益の観点から意思決定支援を進める必要がある。

これらの場面において、本人の支援に関係する者や代弁者等の参加により意思決定支援会議を開き、意思決定支援の内容や結果と判断の根拠を記録しておくことが必要である。

## 2 意思決定支援の仕組み

(1) 意思決定支援の責任者の配置・・・意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援のための会議を企画・運営し、事業所内の意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者との兼務も考えられる。

(2) 意思決定支援計画の作成・・・・・・・障害者の意向、好み、障害の態様や特性、意思決定の内容及び人物・物理的環境、意思決定支援の原則等に十分配慮して行うことが必要。計画は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、それぞれの意思決定の内容を改善していくことになる。

## 3 意思決定支援のプロセス

(1) アセスメント・・・・本人の状態、決定する内容、その人的・物理的環境等を適切に把握。利用者の決定能力、自己理解、心理的状況、意向や好み、望み、これまでの生活史、将来の方向性を含め多角的かつ客観的に把握すること。

(2) 意思決定支援計画の作成・・・・アセスメントの結果、個別支援計画やサービス等利用計画等の情報から課題及びニーズを整理した上で、個別の意思決定支援計画を作成すること。

(3) 意思決定支援の実施・・・・プログラム等により具体的に意思決定支援を実施。特に支援開始時・終了後の職員間での意思の疎通・情報の共有を十分図ることが大切。また、実践をフィードバックして知見を集積し、整理することにより意思決定支援の標準化を図ることも重要。支援の経過・状況・結果等については記録として残すこと。

(4) 実施状況の把握(モニタリング)・・・・意思決定支援の実施状況の把握(モニタリング)を適宜行い、必要に応じて意思決定支援計画の変更(修正)を行う。

(5) 意思決定支援実施の評価とフォロー・・・・意思決定支援後における評価とフォローについては、意思決定後の本人の状態、状況の変化について把握するとともに、本人の生活や人生がどのように変わり、本人の満足度を含めた評価を行うことが重要である。

#### 4 意思決定支援会議の開催

意思決定支援責任者は、個々の利用者のための意思決定計画の作成、事業所内における意思決定支援の仕組みの構築、自立支援協議会等外部機関等の連携の情報の共有のために、意思決定支援会議の企画及び運営を効率的に行う役割がある。その際、本人及び保護者が意思決定支援会議に参加できるよう説明を行うとともに必要な支援を行う。

#### 5 職員の知識・技術の向上

##### (1) 意思決定支援責任者及び職員等の知識・技術の向上

意思決定支援責任者及び職員の知識・技術の教条は、意思決定支援の向上に直結するものであり、意思決定支援責任者及び職員の理想的理解、基本的態度の醸成並びに知識・技術の向上への取り組みを促進させることが重要である。

##### (2) 研修受講機会等の提供

意思決定支援責任者及び職員の資質向上を図るため、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

#### 6 利用者と保護者等に対する説明責任等

- ・利用者と保護者に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。
- ・事業所においては、利用者及び保護者等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる必要がある。
- ・関係機関等に利用者又はその家族等に関する情報を提供する際は、同意を得ておかなければならない。

#### 7 意思決定支援における連携

- (1) 相談支援事業との連携……サービス担当者会議に参画する意思決定支援責任者は、サービス等利用計画(案)や個別支援計画に連動した意思決定支援計画を念頭に置いて、利用者の最善の利益の観点から意見を述べることが重要。
- (2) 学校との連携……児童の生活、発達支援の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。児童の意思決定に関して学校との間で情報を共有しておく必要がある。
- (3) 医療機関等との連携……医療的なケアに関する意思決定支援の必要が生じることを考慮して、主治医等との連携体制を整えておく必要があることから、普段から障害特性の理解や障害特性に応じた意思決定支援方法に関して共通理解を図っておくこと。
- (4) 自立支援協議会との連携……地域における意思決定支援の仕組みを構築していくために(地域自立支援)協議会権利擁護部会等へ積極的に参加する。
- (5) 成年後見人等との連携……後見人、保佐人、補助人等は、意思決定支援に関するチームの一員としてその役割を果たしていくことが重要。
- (6) 当事者団体等との連携……本人の意思決定をエンパワメントする観点から、当事者団体のメンバーからの支援を積極的に活用することも重要。

#### 8 意思決定支援における危機管理

意思決定支援に際して生ずるリスクに対して、危機管理(リスクマネジメント)の観点から対応していくことが必要である。

# イギリス2005年意思能力法 (Mental Capacity Act 2005)

## ○イギリス意思能力法 (Mental Capacity Act 2005) の概要

- ・自分自身のために決定を行うことができない人たちのための保護の枠組みの提供
- ・決定を行う意思能力があるかどうかについての査定や、その人たちのために行われる決定の手続き
- ・本人の最善の利益
- ・法は「行動指針」によって運用
- ・指針は、医療と社会ケア専門職に一定の法的義務を課し、支援者の手引き・情報提供にもなっている

## ○5つの法定原則

- (1) 能力を欠くと確定されない限り、人は能力を有すると推定されなくてはならない
- (2) 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのであれば、人は意思決定ができないとみなされてはならない
- (3) 人は単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないとみなされてはならない
- (4) 能力を欠く人のために、あるいはその人に代わって、本法の下でなされる行為又は意思決定は、本人の最善の利益のために行わなければならない
- (5) 当該行為は又当該意思決定が行われる前に、その目的が本人の権利及び行動の自由に対して、より一層制約の小さい方法で達せられないかを考慮すべきである

出典「イギリス2005年意思能力法・行動指針」

(監訳)新井 誠 (翻訳)紺野包子 (発行)民事法研究会

# 2005年意思能力法行動指針 (Mental Capacity Act 2005 Code of Practice)

## 序章 行動指針はどのように使われるべきか？

行動指針は、特定の意思決定に係る能力を欠く成人と行動を共にする人又は介護する人の全てに対する指針である。意思決定能力を欠く個人に代わって行動し判断する場合の責任を明らかにする。特に、提供される介護への同意能力を欠く人に対して介護義務を負う人々に焦点を当てている。

- 第1章 2005年意思能力法とはどういうものですか？
- 第2章 諸原則とはどのようなものですか？そしてどのように実際に適用すべきですか？
- 第3章 意思決定をするにあたって本人はどのような支援を受けられますか？
- 第4章 本法は意思決定能力をどのように定義していますか？能力はそもそもどのように判定されるべきですか？
- 第5章 本法のいう最善の利益とはなんですか？
- 第6章 介護・医療の提供者に本法はどのような保護を用意していますか？
- 第7章 永続的代理権について本法はどのように規定していますか？
- 第8章 保護裁判所及び裁判所任命の法定代理人の役割はどのようなものですか？
- 第9章 治療を拒否する事前の意思決定について本法はどのように規定していますか？
- 第10章 独立意思能力代弁人制度とはどういうものですか？
- 第11章 能力を欠く人を関与させる研究プロジェクトに本法はどんな影響を与えていますか？
- 第12章 本法と未成年者との関係はどのようなものですか？
- 第13章 本法と1983年精神保健法との関係はどうなっていますか？
- 第14章 能力を欠く人のためにどのような保護が用意されていますか？
- 第15章 本法に関する事項について生ずる意見対立を解決するにはどうしたら最もよいですか？
- 第16章 能力を欠く人の個人情報への入手にはどのような決まりがありますか？

## シナリオ23 最善の利益の判断に本人を参加させること

知的障害の若い女性エイミーの両親は離婚調停中であり、娘の世話をどちらがするかもめている。エイミーは何が起きているのか理解できないけれど、彼女が自分はどこに住みたいかについて何かしらヒントを出してくれないか、周囲の者はいろいろ試みていた。

エイミーの置かれた状況を彼女に理解させ、彼女の好きなこと、嫌いなこと、大事なことを見つけ出すために独立意思能力代弁人 (IMCA) が任命された。代弁人の支援を受け、エイミーは自分の今後の介護についての意思決定に参加することができるようになった。

## シナリオ30 意見対立の解決

ロバートは知的障害と自閉症を有する19歳の若者である。彼は寄宿制の特殊学校をまもなく終了する。両親はロバートをある慈善団体の運営する特殊施設に行かせたがっているが、地元の支援センターの一部屋はどうかとも提案されている。両親はそこではロバートは適切な介護を受けられないと考えている。

そこで特殊学校側は「最善の利益」会議を設定した。出席者は、ロバート、両親、ロバートの学校の教師たち及びロバートのケアプランを作成する専門家たちである。両親と教師たちはロバートのことを一番よく分かっている。両者はそれぞれ意見を述べ、かつロバートがどこに住みたいと思っているのかを伝える手助けをした。

福祉職員が州内のいくつかの施設を見つけてきたので、ロバートは両親と共にそこを見て回った。さらなる話し合いを経て、ロバートの自宅に近い地元の公的施設がロバートの最善の利益に適うと全員が納得した。

出典「イギリス2005年意思能力法・行動指針」

(監訳)新井 誠 (翻訳)紺野包子 (発行)民事法研究会

## 【論点の整理(案)】

### ○ 成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

#### < 検討の視点(例) >

- ・ 現在行っている利用支援を踏まえたさらなる利用支援(費用の助成、担い手の育成・確保)のあり方
- ・ 後見・補助・保佐の適切な類型の利用に資する利用者への支援
- ・ 意思決定支援との関係
- ・ 障害者権利条約(第12条「法の前にひとしく認められる権利」)を踏まえた対応との関係

# 成年後見制度の概要

○ 認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

## 【法定後見制度】

家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度。本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為（注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）（注1）（注2）（注4）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注2）（注3）（注4）	同上（注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど（注5）	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

（注1） 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2） 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注3） 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

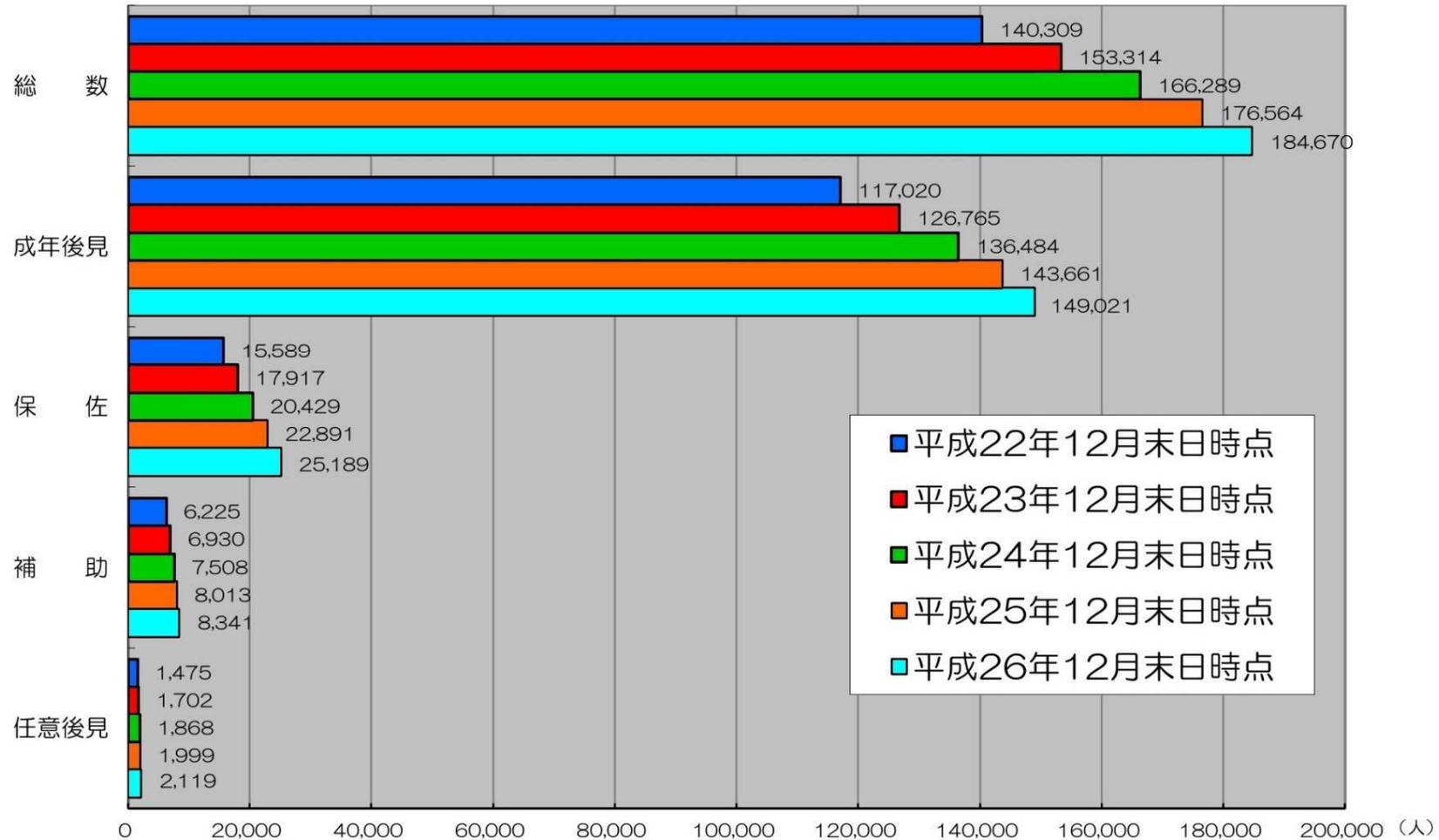
（注4） 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注5） 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

法務省ホームページより抜粋

※ この他、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、「誰に」「どのように支援してもらおうか」をあらかじめ契約により決めておく任意後見制度がある。

# 成年後見制度の利用者数の推移

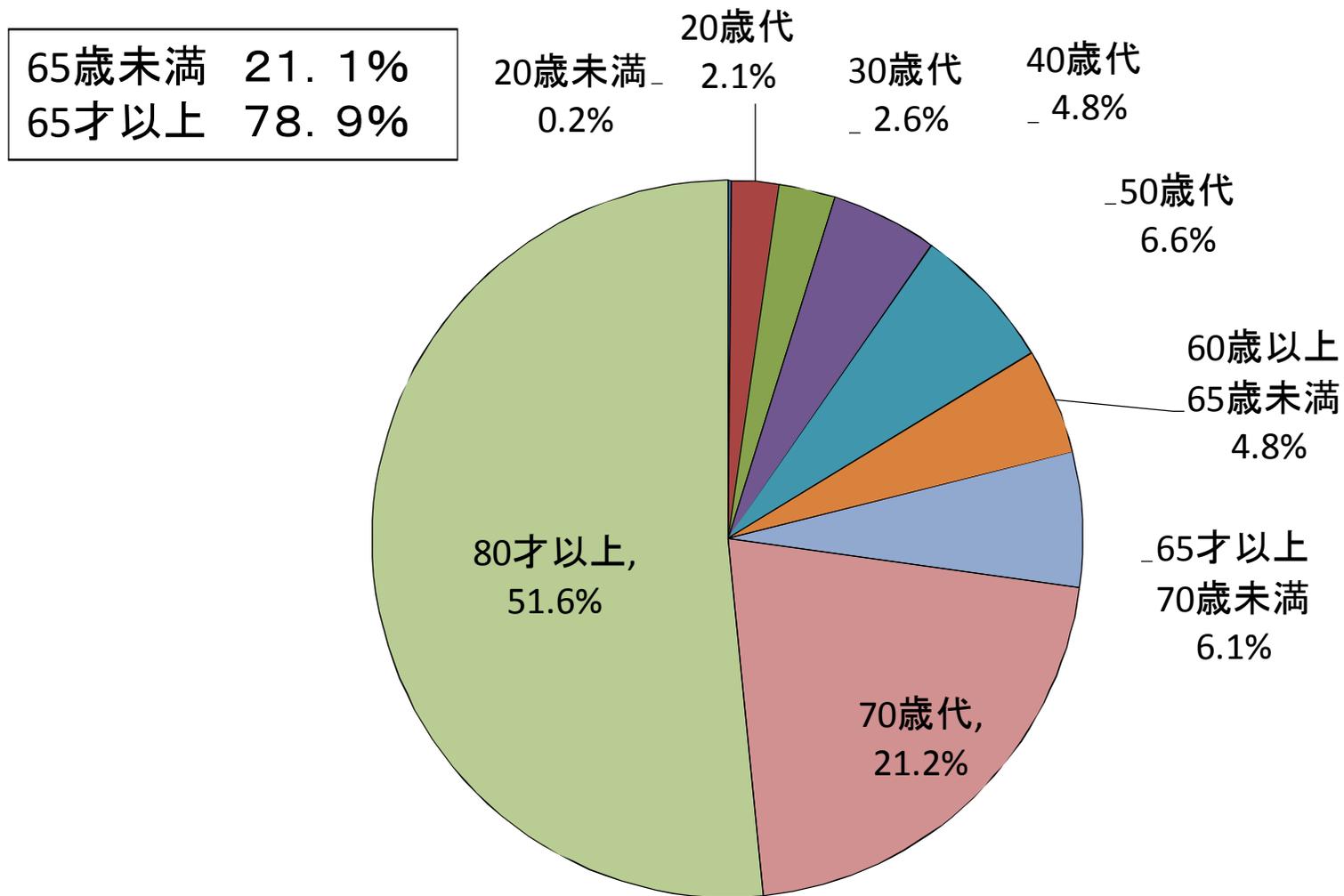


(注1) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

(注2) 成年後見制度の利用者数は、平成22年から調査を開始した。

出典：成年後見関係事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)

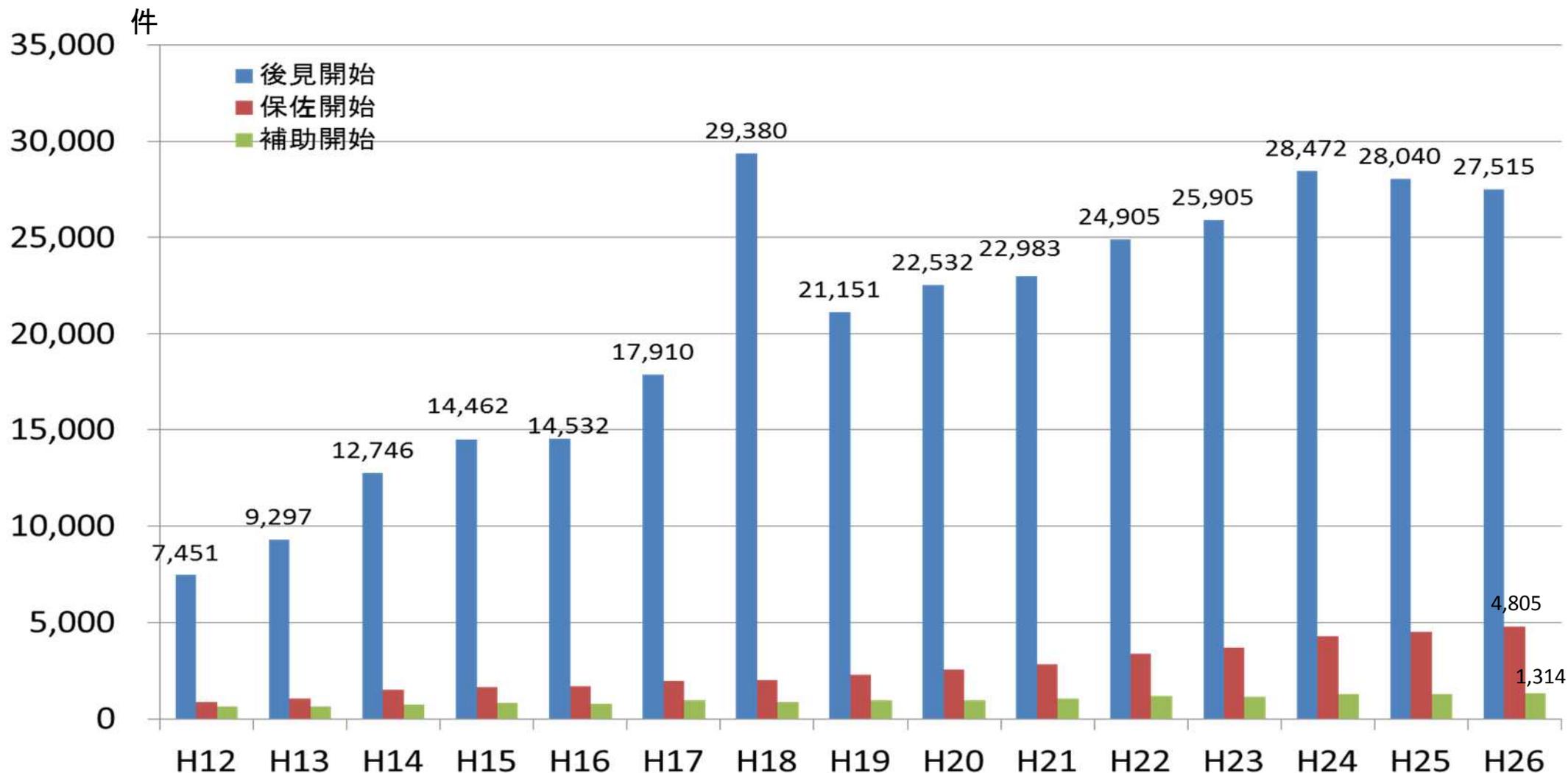
# 成年被後見人の年齢別割合（平成26年度）



※後見開始，保佐開始，補助開始，任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

出典：成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）

# 成年後見関係事件申立件数の推移

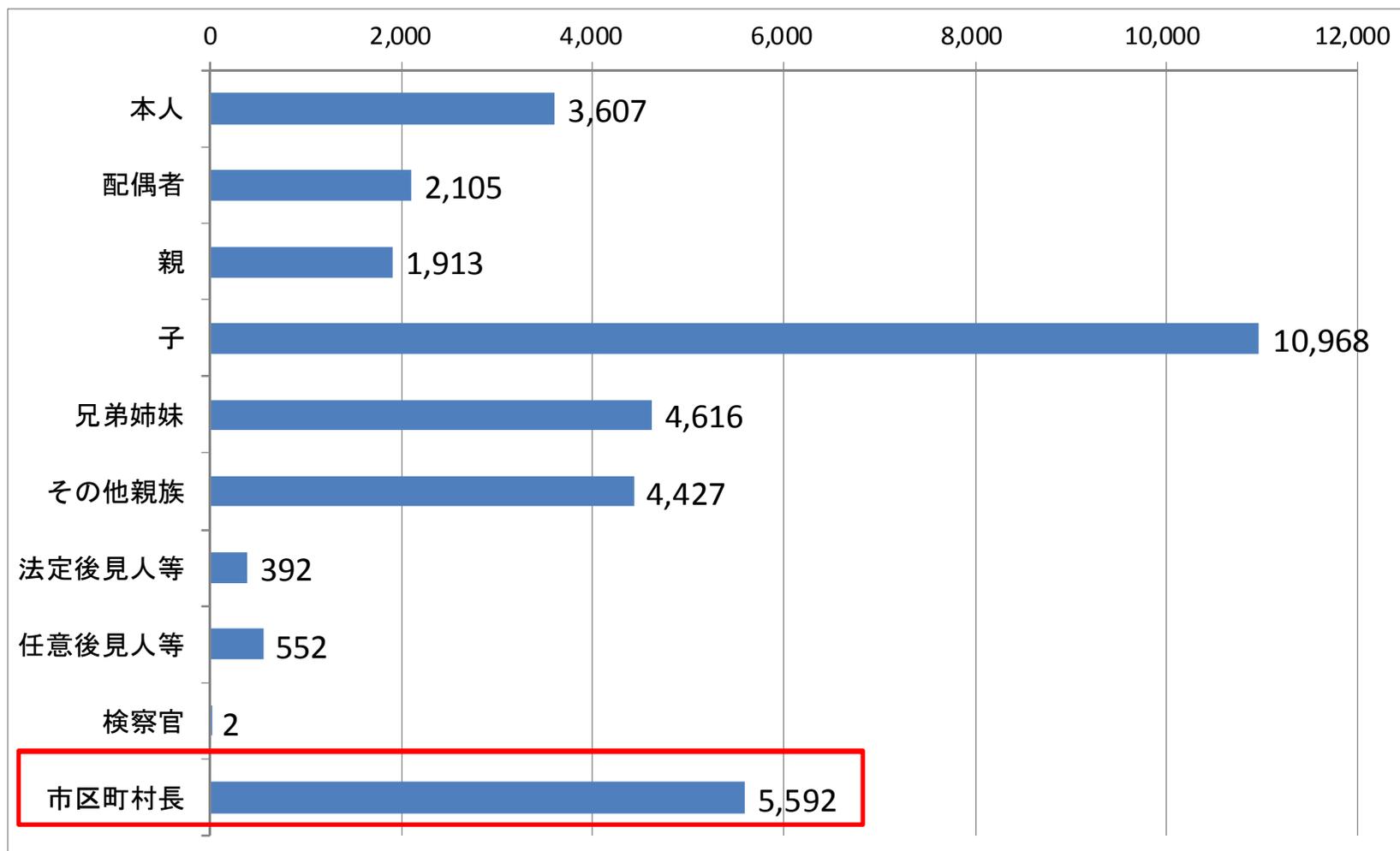


※平成18年は、障害者自立支援法の全面施行に伴う、施設入所者の申立等で大幅に増加

出典：成年後見関係事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)

注：平成12年～平成19年までは、4月～3月の数値。平成20年からは、1月～12月の数値。

# 申立人と本人との関係別件数（平成26年）



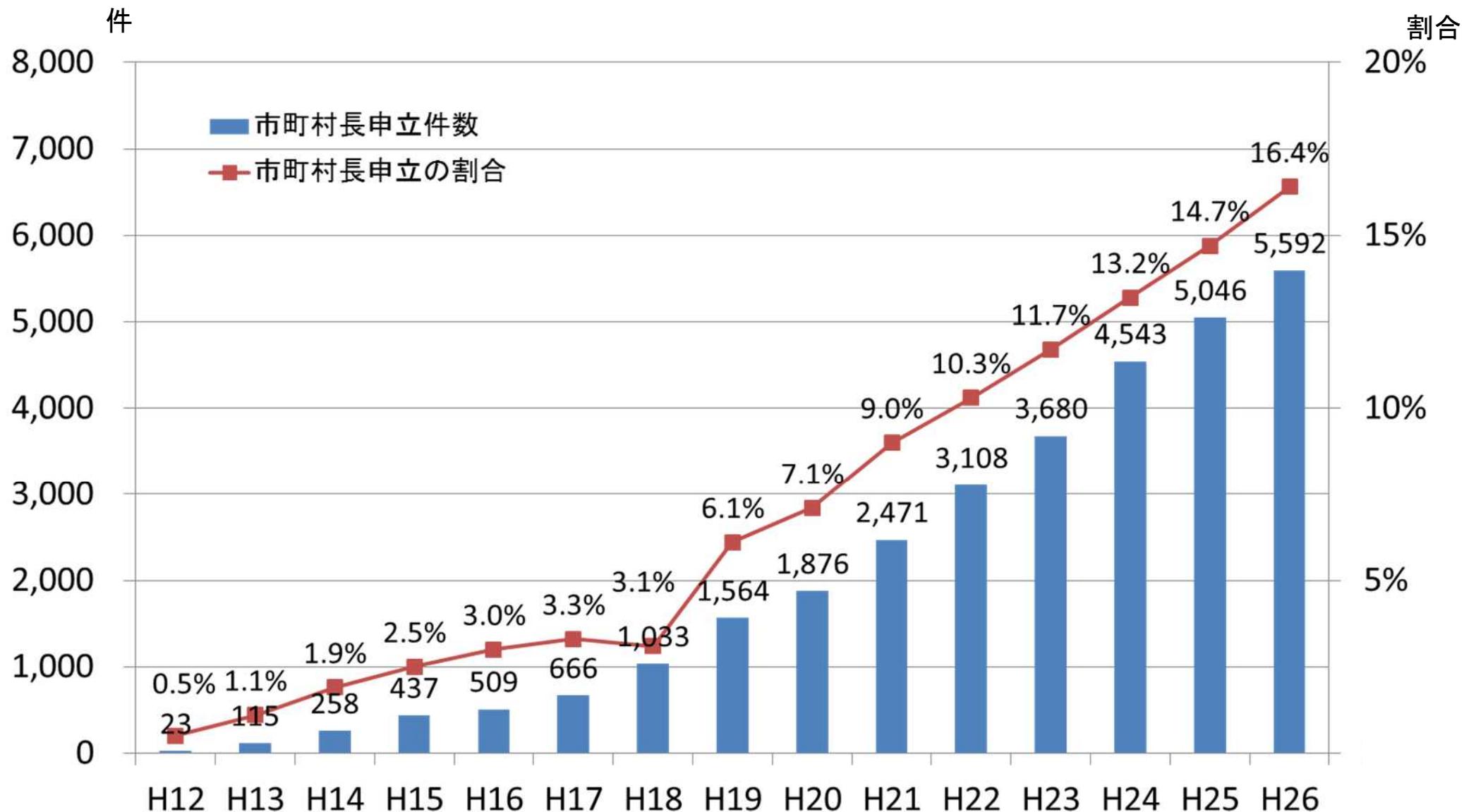
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象

(注2) 1件の終局事件について複数の申立人が存在する場合があるので、総数は、終局事件総数(34,174件)とは一致しない。

(注3) その他の親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

出典：成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）

# 市区町村長申立件数の推移

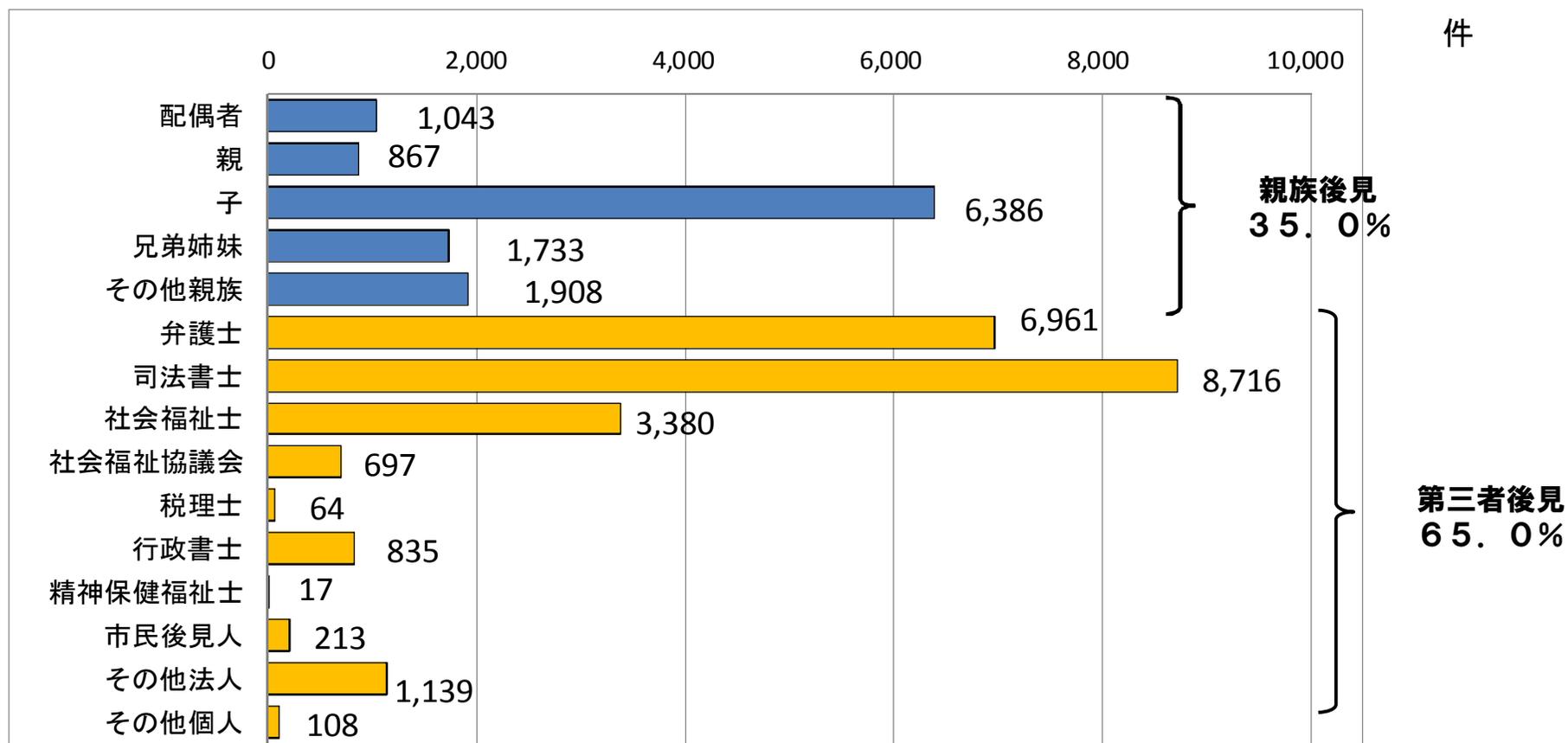


出典：成年後見関係事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)

注：平成12年～平成19年までは、4月～3月の数値。平成20年からは、1月～12月の数値。

# 成年後見人等と本人の関係別件数（平成26年）

総数 34,067件（親族:11,937人(35.0%)、第三者:22,130人(65.0%)）



(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象

(注2) 1件の終局事件について複数の成年後見人等が存在する場合があるので、総数は、認容で終局した事件総数(31,713件)とは一致しない。

(注3) その他の親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

(注4) 市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したもの

出典：成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）

# 成年後見制度利用促進に関する関係条文

## ○成年後見制度の利用を促進する旨の規定

### ○障害者総合支援法

(市町村の地域生活支援事業)

#### 第七十七条

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業(H24. 4施行)

五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業(H25. 4施行)

### ○知的障害者福祉法

(後見等を行う者の推薦等)(H25. 4施行)

第二十八条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

### ○精神保健福祉法

(後見等を行う者の推薦等)(H26. 4施行)

第五十一条の十一の三 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

# 障害者の権利に関する条約

## ○法律の前にひとしく認められる権利の規定

### 第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適当かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

# 成年後見制度利用支援事業

## (障害者関係)

### 1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

### 2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。  
※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

### 3. 事業創設年度

平成18年度

### 4. 平成27年度予算(障害者関係)

地域生活支援事業464億円の内数

※【市町村事業補助率】国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

### 5. 事業実施状況(障害者関係)

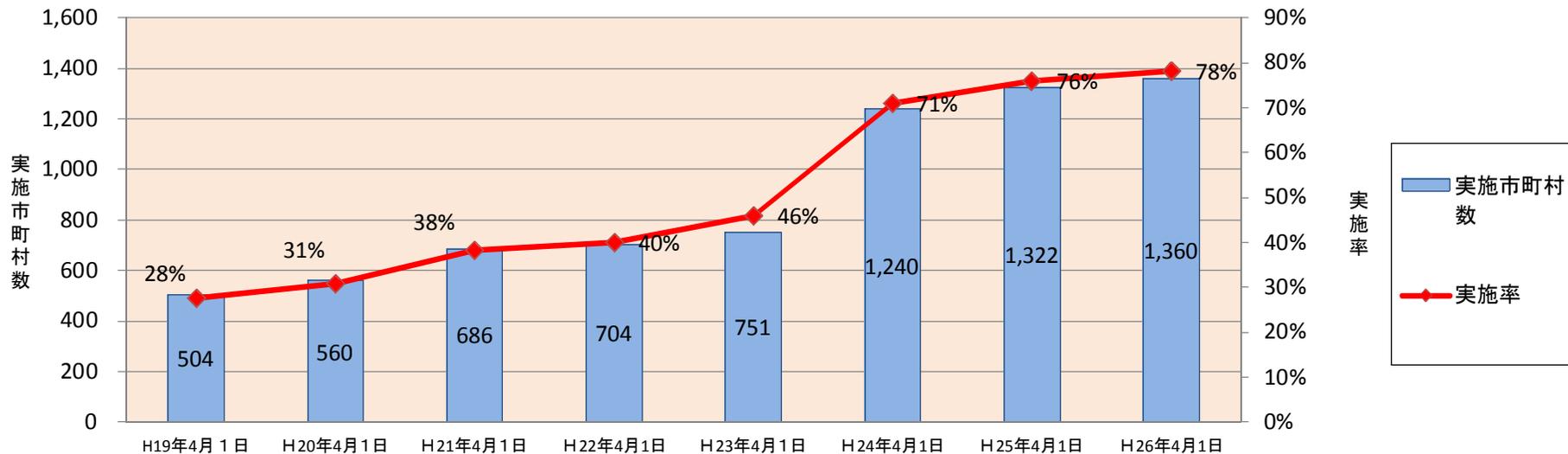
平成25年度国庫補助実績 384市町村

○ 「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について」(障害福祉課調べ) 抜粋

- 1 補助を受けている自治体を含め、1,360市町村が当該事業を実施(平成26年4月1日現在)
- 2 利用者数は1,280人(平成25年度)
- 3 利用者1人あたりの平均助成額(年間)は、申立費用が概ね1.8万円、成年後見人等の報酬が26.2万円(平成25年度、※助成総額を、利用者で単純に割った場合の額)

# 成年後見制度利用支援事業の実施状況について

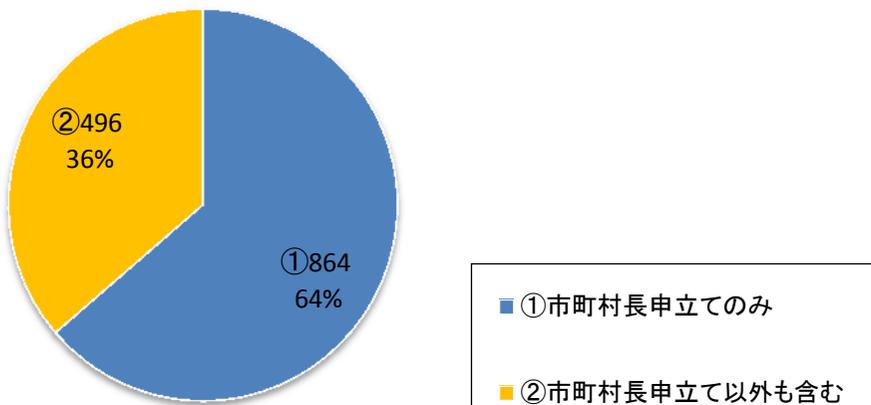
成年後見制度利用支援事業の実施状況(経年比較)



※平成23年4月1日の実施状況は、被災3県を除くデータ。

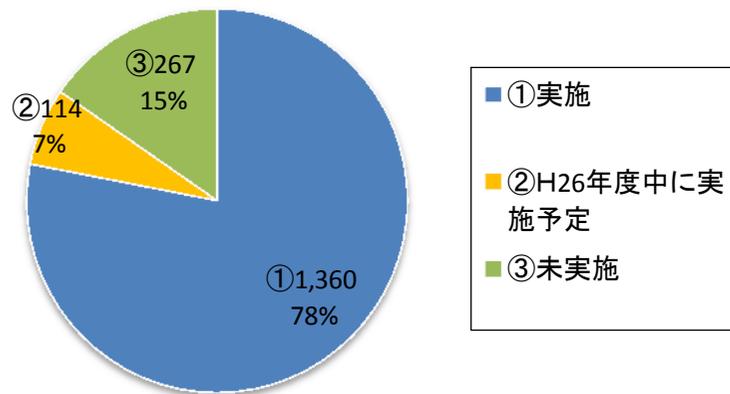
成年後見制度利用支援事業の対象者

平成25年度実施市町村数:1,360



成年後見制度利用支援事業の実施状況

市町村数:1,741



※「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について」(障害福祉課調べ) 抜粋

# 成年後見制度法人後見支援事業

## (障害者関係)

### 1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

### 2. 事業内容

#### (1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

#### (2) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

#### (3) 法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

#### (4) その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

### 3. 事業創設年度

平成25年度

※市町村地域生活支援事業の必須事業

### 4. 平成27年度予算(障害者関係)

地域生活支援事業464億円の内数

### 5. 事業実施状況(障害者関係)

平成25年度国庫補助実績 62市町村

○「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について」  
(障害福祉課調べ) 抜粋

・ 補助を受けている自治体を含め、207市町村で当該事業を実施  
(平成26年4月1日現在)

# 市民後見人を活用した法人後見への支援

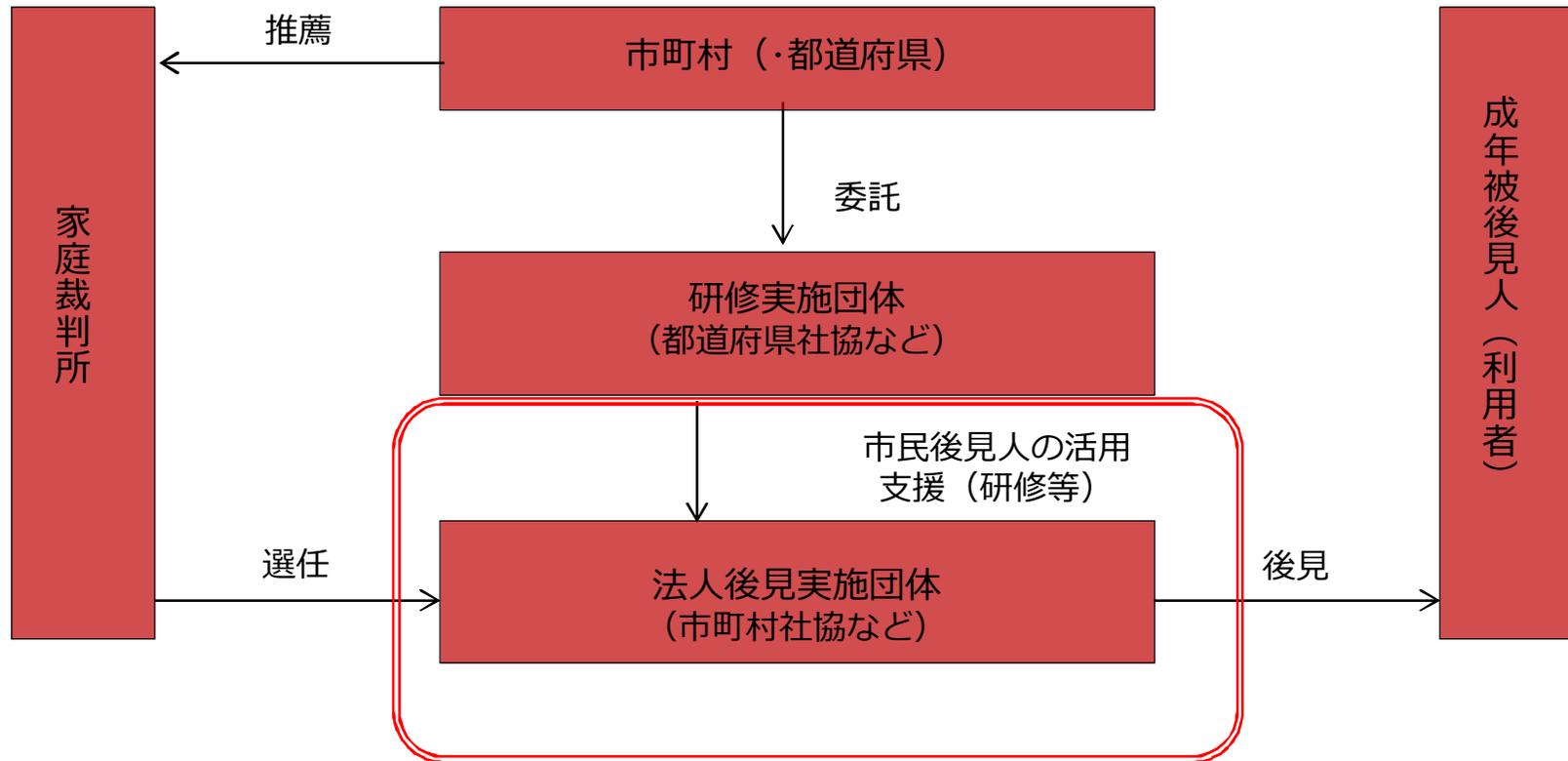
## ● 障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）

第七十七条（市町村の地域生活支援事業）

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。

### 【法人後見への支援】



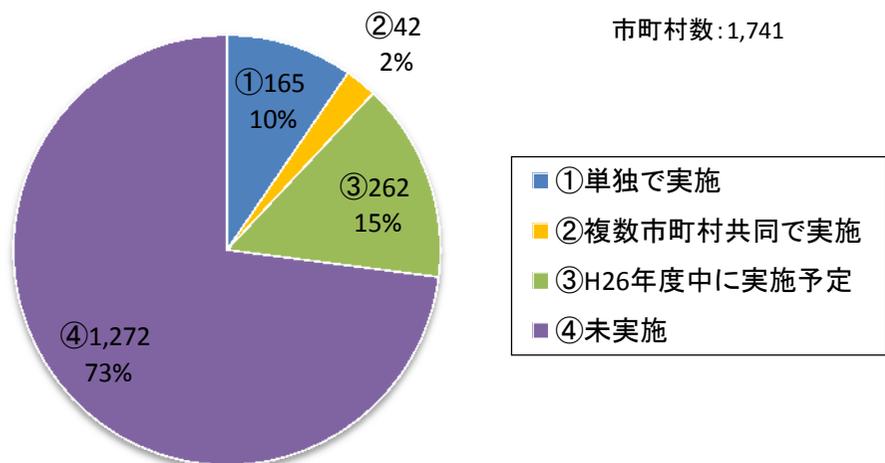
平成27年度予算(障害者関係)

地域生活支援事業464億円の内数

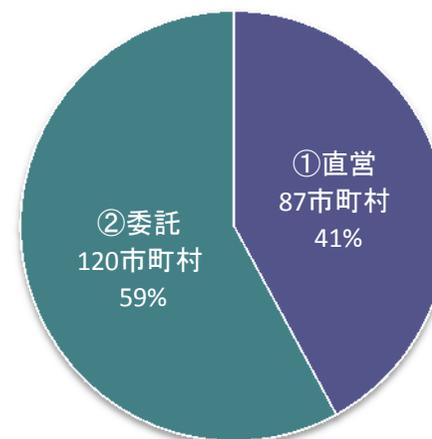
※【市町村事業 補助率】国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

# 成年後見制度法人後見支援事業の実施状況について

成年後見制度法人後見支援事業の実施状況



成年後見制度法人後見支援事業の実施方法



成年後見制度法人後見支援事業において実施している事業内容



# 成年後見制度普及啓発（任意事業）

## （障害者関係）

### 1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

[地域生活支援事業費補助金]

### 2. 実施主体

市町村又は都道府県（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる）。

### 3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

### 4. 事業創設年度

平成24年度

### 5. 平成27年度予算（障害者関係）

地域生活支援事業464億円の内数

### 6. 事業実施状況

平成25年度補助実績 34自治体

# 成年後見制度利用支援事業（高齢者関係）

## 1. 事業内容

○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。（平成13年度から実施）

### (1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
- ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

### (2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

- ① 対象者：成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者  
(例)介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
- ② 助成対象経費
  - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
  - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

2. 予算額： 地域支援事業交付金798億円の内数(平成27年度予算)

3. 事業実施状況： 1,270市町村(全市町村の72.9%)(平成25年4月1日現在)

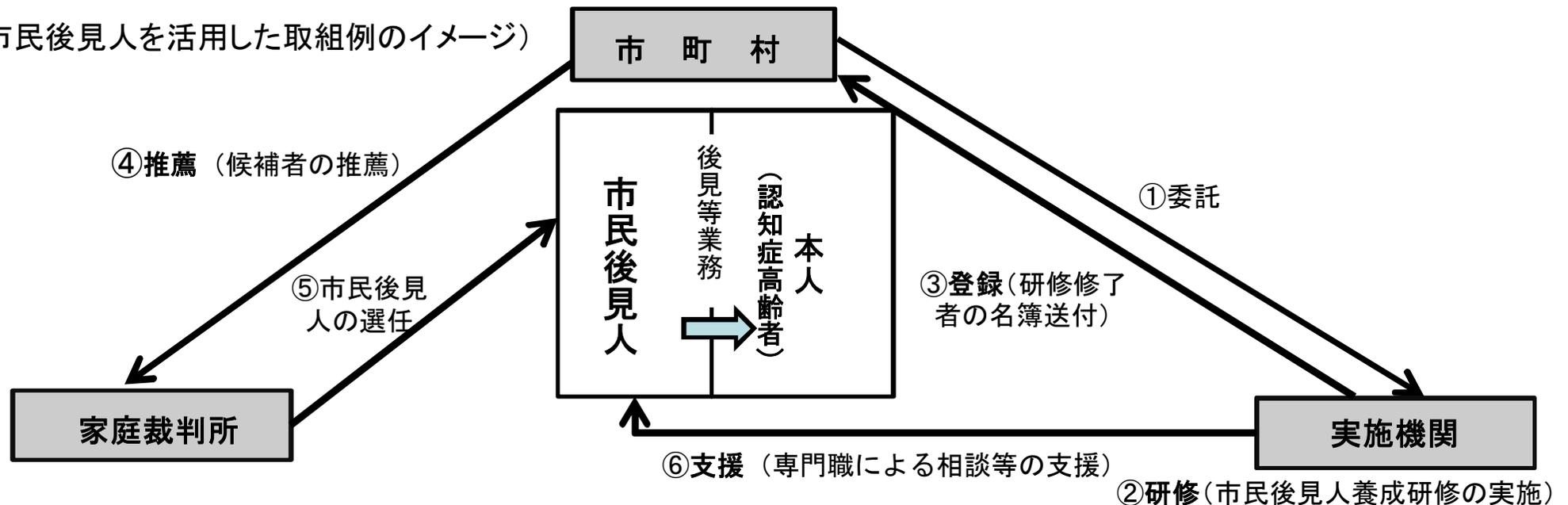
# 市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

※1 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症の人の数（推計）  
 2012（平成24）年：約462万人（65歳以上高齢者の約7人に1人）  
 → 2025（平成37）年：約700万人前後（65歳以上高齢者の約5人に1人）

※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成25年 34,548件）  
 そのうち首長申立の件数 1,876件（平成20年）→ 2,471件（平成21年）→ 3,108件（平成22年）→ 3,680件（平成23年）→ 4,543件（平成24年）→ 5,046件（平成25年）→ 5,592件（平成26年）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

# 権利擁護人材育成事業の概要

- 今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が、切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護に関する人材の育成を総合的に推進する「権利擁護人材育成事業」を創設し、地域医療介護総合確保基金に位置づけることとする。

【実施主体：本事業を適切に実施できる者】 ※ 業務の一部委託も可能。

【都道府県】



地域医療介護  
総合確保基金



委託  
(助成)

【権利擁護人材  
に関する総合的  
な育成】



## 〈権利擁護人材の養成研修〉

- 市民後見人等の養成研修の実施

## 〈権利擁護人材の資質向上のための支援体制〉

- 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言指導を行うなど権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制を構築することにより、市民後見人等の資質向上を継続的にフォローアップする。
- 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等との連絡会議の開催など専門職との連携体制を構築することにより、専門職からのバックアップを通じた事案解決能力の向上を図る。

※ 枠内が補助対象

これらの取組を通じて、権利擁護人材の育成を推進

【生活支援員】

介護保険サービ  
ス等の利用援助



日常生活上の金  
銭管理等の支援

【市民後見人(成年後見制度)】

身上監護に関する  
法律行為の支援



財産管理に関する  
法律行為の支援

判断能力の変化に応じた、切れ目のない、一体的な支援の確保

判断能力が不十分

判断能力を喪失



## 参考資料

# 平成26年度障害者総合福祉推進事業「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究」で実施した成年後見制度の利用促進に向けた説明会試行事業について

## 説明会試行の目的

- ・「親なき後」等を見据え、親族を対象として成年後見制度の基本的な説明を行うとともに、親族が抱いている制度の利用に伴う懸念や不安を解消できるような情報を提供する説明会を試行し、説明会の開催が成年後見制度の親族後見の利用への動機付けとなり得るかについての検証。

## 説明会試行事業の内容

- ・親族を対象にした成年後見制度の基本的な説明や成年後見制度利用に伴う懸念や不安に対する情報提供（手をつなぐ育成会、精神障害者家族会7団体140名）
- ・親族後見の利用への動機付けに向けたエンディングノートの活用等の取組

## 説明会試行事業の後の感想

- ・身近な話でとても役に立ちました。（エンディングノートと遺言書はもう書きました）
- ・まだ先と考えていたが、自分も高齢に入りいつも気になる様になった。今のところから親がアクションを起こしていかないと、進まないと言われるのが本当だと思う。もらったプリントをもう一度家族で読み、自分のことと平行して子の将来のために、検討していくことに努力したい。
- ・成年後見制度は利用すべきと思います。（必要性を感じます）親のエンディングノートの作成が必要と思う。当人の生活の安定を思いつつ、経済的な面の対応等を考慮して、不安案件があれば法的にカバーして行く件を明記し、当人の幸福感（安全安心）を保持してゆける様にしてやる事が重要と思う。今後、実行・実施し、成年後見制度を自分の事として成文化してみたいと思いました。

（平成26年度障害者総合福祉推進事業報告書から）

# エンディングノートの作成例について

## 引継書『将来のためのあんしんノート』とは

親が元気なうちに、我が子を段階的に託していくための引継書です。

支援を必要とする我が子のために日々親がしていることは多岐にわたります。その親がある日突然に不慮の事態になってしまった時、あるいは、高齢になり介助ができなくなってしまった時、我が子はどうなるのでしょうか。

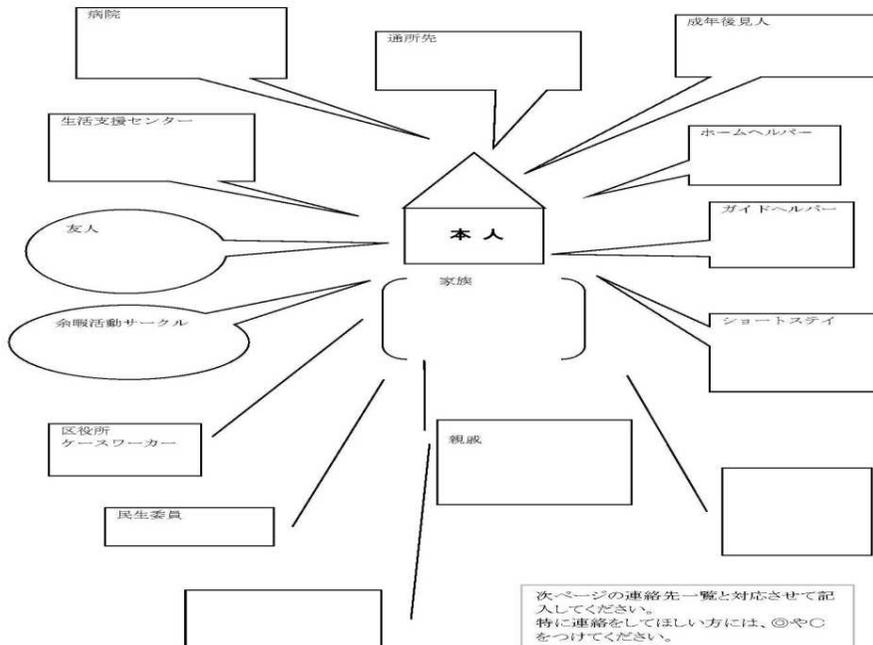
「我が子がよりよい人生を送れるように」  
後を託す人に伝えたいことは何ですか？

親の思いや考え方を文字にすることは、客観的な整理となり、将来、成年後見人等の選任申立をする時の重要な資料となります。

将来への不安は尽きないかもしれませんが、ほんのちょっとでも「あんしん」に繋げる一助になることを願っています。

### のエコマップ

ご本人を取り巻く関連図を書き込んでください。



あんしんノート

本人情報

本人情報
障害特性・習慣・行動パターンなど
性格
好きなこと・好きなもの
苦手なこと・嫌いなもの
コミュニケーションのとり方
パニック等を起こしやすい状況
パニック等を起こした時の対処方法
その他、接し方の注意点など(変更する時の配慮の仕方など)
体調、暑い・寒いなどの伝え方

## 説明前後の成年後見制度に対する意識(全体傾向)

(n=140)		非常に 当てはまる	どちらかと いえば 当てはまる	どちらとも いえない	どちらかと いえば当て はまらない	全く当て はまらない	無回答
制度のあらましについて情報が不足	説明前	15%	35%	31%	14%	3%	2%
	説明後	15%	26%	27%	25%	4%	4%
制度を利用するための申立手続きが面倒	説明前	29%	33%	29%	2%	4%	4%
	説明後	16%	31%	30%	14%	2%	6%
誰を後見人にしたらよいか分からない、第三者 後見・法人後見の依頼先がない	説明前	23%	31%	26%	6%	6%	6%
	説明後	17%	27%	33%	12%	5%	6%
制度を利用すると財産管理が自由にならないた め面倒	説明前	32%	25%	26%	9%	4%	4%
	説明後	12%	33%	31%	12%	7%	5%
親族後見をする場合、事務処理が面倒	説明前	31%	29%	26%	7%	3%	5%
	説明後	16%	34%	25%	16%	4%	5%
第三者・法人後見の場合、本人の意思・希望に そって身上監護をしてもらえるか心配	説明前	41%	36%	13%	5%	1%	5%
	説明後	16%	36%	30%	9%	1%	7%
第三者・法人後見の場合、本人の意思・希望に そって財産管理をしてもらえるか心配	説明前	41%	35%	14%	4%	3%	4%
	説明後	13%	36%	30%	11%	2%	8%
第三者・法人後見の場合、医療同意権がないの が心配	説明前	39%	26%	24%	1%	1%	9%
	説明後	24%	34%	23%	10%	1%	8%
第三者・法人後見の場合、本人の障害特性に配 慮した対応をしてもらえるか心配	説明前	42%	34%	15%	4%	2%	3%
	説明後	22%	39%	24%	9%	1%	6%
第三者・法人後見の場合、報酬を支払わなけれ ばならないのが負担	説明前	31%	31%	23%	6%	6%	4%
	説明後	25%	34%	19%	12%	3%	7%
親族以外の共同後見人や後見監督人がついた 場合、報酬を支払わなければならないのが負担	説明前	30%	31%	23%	8%	4%	4%
	説明後	24%	31%	26%	11%	2%	6%
今のところ親族がいるので、制度の利用は必要 ない	説明前	21%	20%	36%	11%	10%	1%
	説明後	6%	26%	32%	13%	18%	5%
将来、制度の利用が必要になったら、親族が後 見人になればよい	説明前	17%	19%	38%	10%	15%	1%
	説明後	12%	18%	39%	14%	13%	4%
財産が少ない場合、制度の利用は必要ない	説明前	11%	10%	39%	14%	22%	4%
	説明後	5%	10%	34%	21%	24%	6%
制度の利用について、前向きに考えてみたい	説明前	25%	29%	37%	2%	3%	4%
	説明後	34%	31%	26%	3%	4%	4%